

## ○古河ブランド認証要綱

平成23年4月28日

告示第133号

改正 平成23年8月26日告示第241号

令和3年3月1日告示第44号

令和3年4月19日告示第140号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市のイメージ向上及びブランド製品の販売拡大等を通じて地域の活性化に資するため、本市の優れた産品を古河ブランドとして認証することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戦略会議 古河市ブランド推進戦略会議設置要綱（平成22年告示第207号）に基づいて設置される古河市ブランド推進戦略会議をいう。
- (2) 商品 生産者、事業者等が生産、製造又は加工する産品、商品等をいう。ただし、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に規定する生鮮食品は除くものとする。
- (3) 認証品 戦略会議が古河ブランドとしての認証を受けようとする者の申請に基づき、別に定める認証基準に基づく審査を経て、古河ブランドとして認め、証するものをいう。

(認証の申請資格)

第3条 認証の申請ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認証の対象となる商品の製造、販売等について法令を遵守して行っている者
- (2) 認証の対象となる商品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められる者

(認証の申請)

第4条 古河ブランドの認証を受けようとする生産者、事業者等（以下「申

請者」という。)は、古河ブランド認証申請書(様式第1号)に申請に係る商品を添付して市長に申請しなければならない。

(申請内容等の調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請の内容について書類の閲覧、現地の目視、聞き取り等適切な方法により調査及び確認を行い、古河ブランド調査票(様式第2号)を作成するものとする。

2 市長は、古河ブランド調査票を戦略会議に提出し、古河ブランドとしての認証の可否について戦略会議の審査に付するものとする。

(戦略会議における審査)

第6条 戦略会議は、前条第2項の規定に基づき、申請に係る商品について、古河ブランドとしての認証の可否について審査を行うものとする。

2 戦略会議は、必要と認めるときは、認証の対象となる商品の見本の提供を求めることができるものとする。この場合において、当該見本の提供に係る費用は申請者の負担とし、提供された見本は返却しないものとする。

(認証の決定)

第7条 戦略会議は、前条の規定による審査により、認証基準に適合すると認める商品について古河ブランドとして認証するものとする。この場合において、戦略会議は、申請者に対して古河ブランド認証書(様式第3号)を交付し、併せて認証を受けた者(以下「受証者」という。)及び認証品についての情報を公表するものとする。

2 戦略会議は、前条の規定による審査により、認証基準に適合しないと認める商品については、理由を付して、認証しない旨を古河ブランド不認証書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 戦略会議は、前2項の規定による認証又は不認証の結果を市長に報告しなければならない。

(認証の有効期間)

第8条 前条第1項の規定による認証の有効期間は、認証を受けた日の翌日から起算して3年間とする。

(認証の表示)

第9条 受証者は、認証品の容器又は包装、啓発用品等に、認証品であることを示す古河ブランド認証マーク（様式第5号。以下「マーク」という。）を表示することができる。

2 受証者は、市が発行するマークのシールを認証品に貼り付けることにより認証品にマークを表示することができる。この場合において、受証者は、マークのシールの作成に要する実費を勘案して別表に定める額を支払わなければならない。

（受証者の責務等）

第10条 受証者は、この告示の規定を誠実に遵守するとともに、古河ブランドのイメージアップに努めるものとする。

2 受証者は、認証品の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに戦略会議に報告するとともに、自らの責任を持って問題の解決に当たらなければならない。

3 戦略会議は、受証者に対して、認証品に係る認証基準の遵守状況について毎年調査し、又は報告を求めることができるものとし、受証者は、当該調査等に協力するものとする。

（認証の変更）

第11条 受証者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を直ちに戦略会議に届け出なければならない。

- （1） 認証品の名称、金額等を変更したとき。
- （2） 受証者の名称、代表者名、住所等を変更したとき。
- （3） 認証品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき。

（認証の更新）

第12条 受証者は、認証期間の満了に伴い認証の更新を行おうとするときは、認証期間満了の1箇月前までに、古河ブランド認証申請書により市長に申請しなければならない。この場合において、認証の更新に関する審査等の手続は、第5条から第7条までの規定を準用する。

2 前項の規定により更新した認証の有効期間は、認証の満了する日の翌日から起算して3年間とする。

(認証の取消)

第13条 戦略会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証品が認証基準に適合しなくなると認めるとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたと認めるとき。
- (3) 認証品の生産、製造若しくは販売を中止又は廃止したとき。
- (4) その他古河ブランドのイメージを失墜させたと認めるとき。

2 戦略会議は、前項の規定により認証を取り消した場合は、速やかにその旨を古河ブランド認証取消通知書(様式第6号)により当該受証者に通知するものとする。この場合において、原則として、取消しの日の属する年の翌年から起算して3年間は、当該受証者からの認証の申請を受け付けないものとする。

(販売促進事業への参加)

第14条 受証者は、戦略会議が行う共同販売等の販売促進事業に参加できるものとする。

(損害に対する責任)

第15条 市長及び戦略会議は、古河ブランド推進事業に関するいかなる損害に対してもその責任を負わないものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月28日から施行する。

附 則(平成23年告示第241号)

この告示は、平成23年8月26日から施行する。

附 則(令和3年告示第44号)

この告示は、令和3年3月2日から施行する。

附 則(令和3年告示第140号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河ブランド認証要綱に規定する様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

別表（第9条関係）

種別	金額
認証マーク（直径20mm）	1,000枚につき 2,000円
認証マーク（直径30mm）	

様式第1号(第4条、第12条関係)

年 月 日

古河市長 宛て

(申請者)

住所

事業所名

代表者名

TEL

E-mail

古河ブランド認証申請書(新規・更新)

古河ブランド認証要綱の規定に基づき、次の商品について古河ブランドの認証を受けたいので申請します。

1 商品の概要

	商品名	希望小売価格	備考
1			
2			
3			
4			
5			

2 関係資料

- (1) 古河ブランド調査票(様式第2号) ※申請後に市と協議して作成することとなります。
- (2) 商品パンフレット ( 有 ・ 無 ) ※有の場合は添付してください。

様式第2号(第5条、第12条関係)

古河ブランド調査票(新規・更新)			
☆商品の概要			
(よみがな) 商品名			
販売価格	税込		税抜
賞味期限			
保存方法	1 常温    2 要冷蔵    3 要冷凍		
申請者	事業所名等		代表者名等
	住所		郵便番号
	電話番号		FAX番号
	担当者名		メールアドレス
製造者	事業所名等		代表者名等
	住所		郵便番号
	電話番号		FAX番号
	担当者名		メールアドレス
PL法 保険加入	加入済 ・ 未加入 (※加工品のみ。未加工農林水産物は不要)		
原材料名 (割合)	(例)米：60% ジャガイモ：40%(10%以上使用の場合、割合表示すること。)		
原材料の 産地	(例)米：古河市内産 ジャガイモ：北海道産		
原材料、味、 製法等のこだわり等、商品のPRポイントを簡潔に			

様式第3号(第7条関係)

古河ブランド認証書

古河ブランド認証要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり「古河ブランド」として  
認証します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

古河市ブランド推進戦略会議



商品名

認証期間 年 月 日から 年 月 日まで



様式第4号(第7条関係)

古河ブランド不認証書

申請のあった次の商品につきましては、「古河ブランド」としての認証をしないこととしましたので、古河ブランド認証要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

商品名 \_\_\_\_\_

古河市ブランド推進戦略会議



認証しない理由

様式第5号(第9条関係)

古河ブランド認証マーク



(直径20mm又は30mm)

様式第6号(第13条関係)

古河ブランド認証取消通知書

古河ブランドの認証を行った次の商品については、認証を取り消しましたので、古河ブランド認証要綱第13条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

商品名 \_\_\_\_\_

古河市ブランド推進戦略会議



取消理由